

## 春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第7条の2 <u>教育・保育給付認定保護者</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。以下同じ。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第7条の2 <u>支給認定保護者</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。以下同じ。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。</p>

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。